- 的な関税を課するため必要な事項を定めること ら、関税定率法 を保護するため必要があると認められることか 九項に基づき、次により、不当廉売に係る暫定 事実を推定することができ、 該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の いて、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当 とした。 大韓民国を原産地とする炭酸二カリウムにつ (以下「法」という。)第八条第 かつ、本邦の産業
- 貨物の原産地及び課税期間を定めることとし た。(第一条関係) 暫定的な不当廉売関税を課する貨物、 、当該
- とした。(第二条関係) 暫定的な不当廉売関税の税率を定めること

炭酸二カリウムを輸入しようとする者等の

- 提出書類を定めることとした。(第三条関係) ととした。(第四条関係 よる関税の申告等における取扱いを定めるこ 暫定的な不当廉売関税と法の別表の税率に
- ととした。 この政令は、 公布の日の翌日から施行するこ

官

◇電気事業法施行令の一部を改正する政令 第六六号)(経済産業省) (政

- 用(維持又は運用に必要な工事を含む。)の保安 る事項は、その自家用電気工作物の維持及び運 に関する事項とすることとした。(第二六条第四 に対し報告又は資料の提出をさせることができ 自家用電気工作物の保守点検を行った事業者
- 2 長に委任することとした。(第二七条第三項関 経済産業大臣の権限の一部を産業保安監督部
- 3 号に掲げる規定(改正法第一条中電気事業法第 制の確立を図るための電気事業法等の一部を改 項において「改正法」という。) 附則第一条第三 正する法律(令和二年法律第四九号。 その他所要の規定の整備を行うこととした。 この政令は、強靱かつ持続可能な電気供給体 以下この

3

条第三号に掲げる改正規定に限る。)を除く。)の る。) 及び改正法第五条の規定(改正法附則第一 二章第七節第五款中第三三条の次に二条を加え 施行の日 る改正規定(同法第三三条の三に係る部分に限 ととした。 (令和三年四月一日)から施行するこ

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令 六七号)(防衛省

1

集命令書の交付手続について、当該招集命令書 を不要とすることとした。(第九二条関係) 又は教育訓練招集命令書を交付された者の押印 命令書並びに予備自衛官補に対する教育訓練招 予備自衛官及び即応予備自衛官に対する招集

(政令第

2 この政令は、 公布の日から施行することとし

令

政

個人情報の保護に関する法律等の 部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御

令和三年三月二十四日

内閣総理大臣

菅

義偉

政令第五十五号

内閣は、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政 (令和二年法律第四十四号)

附則第

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は令和四年四月一 (第一号及び第二号を除く。)の規定に基づき、この政令を制定する。 日とし、 同法附

'則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和三年十月一日とする'

文部科学大臣内閣総理大臣 菅

経済産業大臣 梶山 弘志 田村 憲久 萩生田光一

ここに公布する。 個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令を

名 御 璽

御

令和三年三月二十 应

内閣総理大臣

菅

義偉

政令第五十六号

個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政

に第七十七条並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第六十三条第四項の規定に基づき、一項及び第二項、第四十七条第三項(同法第四十九条の二第二項において準用する場合を含む。)並、 第二項第六号、第二十六条の二第一項、第二十七条第一項第四号、第二十八条第五項、第四十四条第に伴い、並びに個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第十項、第十七条内閣は、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十四号)の施行 この政令を制定する。 第六十三条第四項の規定に基づき、

| 条 個人情報の保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百七号)(個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正) の一部を次のように改正

第五条を次のように改める。

(仮名加工情報データベース等)

第五条 法第二条第十項の政令で定めるものは、これに含まれる仮名加工情報を一 た情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。て整理することにより特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成し 第六条中「第二条第十項」を「第二条第十二項」に改める。 定の規則に従っ

えて適用する場合及び法第三十五条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え第七条第二号中「第二十三条第五項各号」の下に「(法第三十五条の二第六項の規定により読み替

官

系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するの規則に従って整理することにより特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体工**条の二** 法第二十六条の二第一項の政令で定めるものは、これに含まれる個人関連情報を一定 第七条の次に次の一条を加える (個人関連情報データベース等)

ものをいう。

の安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。)態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置くことにより当該保有個人データ態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置くことにより当該保有個人データの安全管理のために講じた措置(本人の知り得る状第八条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

第九条を次のように改める。

一 当該記録の存否が明らかになることにより、違及ぶおそれがあるものというなることにより、本一、当該記録の存否が明らかになることにより、本7条 法第二十八条第五項の政令で定めるものは、(第三者提供記録から除外されるもの) 本人又は第三者の生命、ない、次に掲げるものとする。 身体又は財産に危害が

違法又は不当な行為を助長し、 又は誘発するお

機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそ一 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際それがあるもの れがあるもの

第百三条、第百五条、第百六条、第百八条及び第百九条、法第五十八条の四並びに法第五十八条の第百三条、第百五条、第百六条、第百一条、八条の三において読み替えて準用する民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第九十九条、第百一条、第十三条第一項中「第四十条第一項」を「第二十二条の二第一項、法第四十条第一項、法第五十と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるものと秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全四当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全

五」に改める。

一 法第二十二条の二第一項の規定による権限を行使した場合 その報告の内容その他参考とな場合の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。二条の二第一項の規定による権限を行使したとき」を加え、「次に掲げる」を「、次の各号に掲げる第十四条第一項中「又は第二節」を「から第三節まで」に改め、「とき」の下に「、又は法第二十 るべき事項

法第四十条第一項の規定による権限を行使した場合 報告若しくは資料の提出の要求又は立

7十九条第一項中「第四十七条第二項」を「第四十七条第三項」に改め、同項第三号中「個人情規定による権限を行使した場合 その結果その他参考となるべき事項第百五条、第百六条、第百八条若しくは第百九条、法第五十八条の四又は法第五十八条の五の「法第五十八条の三において読み替えて準用する民事訴訟法第九十九条、第百一条、第百三条、入検査を行った結果により判明した事実その他参考となるべき事項

は、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲四、法第四十七条第二項の規定により業務の範囲を限定する認定を受けようとする者にあって報」の下に「、仮名加工情報」を加え、同項に次の一号を加える。報」の下は「第四十七条第二項」を「第四十七条第三項」に改め、同項第三号中「個人情第十九条第一項中「第四十七条第二項」を「第四十七条第三項」に改め、同項第三号中「個人情

第四十条の」を削る。

(個人情報保護委員会事務局組織令の一部改正)

第二条 改正する。 個人情報保護委員会事務局組織令(平成二十七年政令第四百三十四号) の 一 部を次のように

督並びに個人情報」の下に「、 の取扱い、個人情報取扱事業者及び仮名加工情報取扱事業者における仮名加工情報の取扱い」を、「監 第六条第二号中 「個人情報の取扱い」の下に「、 仮名加工情報」を加える。 個人関連情報取扱事業者における個人関連情報

から施行する。 この政令は、 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の施行の 日(令和四 年 应 月

内閣総理大臣 菅

月

環境省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

名 御 璽

御

 \exists

内閣総理大臣

菅

義偉

令和 三年三月二十

この政令を制定する。

政令第五十七号 内閣は、国家行政組織法 環境省組織令の一部を改正する政令 (昭和二十三年法律第百二十号)第七条第四項及び第五項の規定に基づき、

第四条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。 第三条第一項第十一号中「(地球環境局の所掌に属するものを除く。)」を削る。 第十四条第七号中「(地球環境局の所掌に属するものを除く。)」を削る。 環境省組織令(平成十二年政令第二百五十六号)の一部を次のように改正する 一十六条中第五号を削り、第六号を第五号とする。

この政令は、 令和三年四月一日から施行する

内閣総理大臣 環境大臣 一義偉小泉進次郎

職員の退職管理に関する政令の 一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御

令和:

一年三月二十 应日

内閣総理

大臣

菅

義偉

政令第五十八号

政令を制定する。 内閣は、国家公務員法(昭和二十 1は、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令 第百六条の四第二 一項の規定に基づき、 この

ロ中「並びに同局に置かれていた上席調査官」を削り、同項第十四号中「若しくは情報技術センターびへを削り、同項第十二号イ中「、上席研究調査官、」を「及び」に改め、「及び研修官」を削り、同号 第十三条第一項第四号中 職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)の一部を次のように改正する。 「置かれ、 又は置かれていた各局」を「置かれる各局」に改め、 同号ホ及